

1. 「給与収入合計(税込)」「事業収入(税込)」「事業所得(税込)」欄の入力について

- 2025 年 1 月～12 月の 1 年間の収入金額を基礎として算出します。
 - 収入は、金額の多少や種類にかかわらずすべてが対象となり、源泉徴収票・確定申告書等を基礎資料とします。
 - 金額は 1 万円未満を切り捨ててください。
 - 2025 年以降に退職・転職・就職(開業を含む)等により収入状態が変わった場合は、今後 1 年間の見込み金額を入力してください。
- またこの場合、給与収入の方は「年収見込証明書」を、事業収入の方は「開業後の収入状況書」を提出してください。

2. 「給与収入(年金等定期収入を含む)」と「事業収入」では入力方法が異なります。
次項の説明に従って入力してください。

(以下、2026 年度 学部版 慶應義塾大学 奨学金案内 p52～53 抜粋)

<https://my.ebook5.net/keio-shogakukin/annai-gakubu> 2026/

給与収入(年金等定期収入を含む)の場合

金額は1万円未満を切り捨て

「給与・賞与・専従者給与、公的年金（国民年金（老齢年金・障害年金・遺族年金）、厚生年金・共済年金）、児童扶養手当、傷病手当金、生活保護法による扶助料、失業給付金等の定期的な収入」（以下、「給与収入」と表記）を、奨学金申請においては「給与収入」とみなします。
給与収入について、源泉徴収票等を元に入力します。

[illegible]

- ・申請書の「給与・収入(税込)」欄に、「源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」等の「支払金額」欄の金額を転記します。
- ・同一人で給与・年金等の定期的な収入が複数ある場合は、支払金額を合算した後に1万円未満を切り捨てた金額を入力します。

「中途就・退職」欄に年月日が記載されている場合  p.45②

1. 家族及び収入について

ページ番号△

家族人数(申請者本人を含む同一生計内の全数) 0人 ※家族人数は「確定」時に計算されます。

(1) 同一生計の内 (2) を除く家族について入力してください。予備校生はこの欄へ。
(金額が0円の場合は「0」を入力してください)

性別	氏名	年齢	職業/就労年月	給与収入(税込)	事業収入(税込)	事業外所得(税込)
父	奥藤 諭吉	50歳	会社員、不動産収入 /西暦 2013年 4月	510万円	195万円	35万円
母	奥藤 知子	45歳	パート /西暦 2021年 1月	90万円	0万円	0万円
祖父 ▼	奥藤 大吉	80歳	厚生年金			
兄 ▼	奥藤 一郎	25歳	会社員			
▼		歳				

↓父母ともに不在かつ、父母に代わって家計を支えている方がいる場合に入力

▼		歳		万円	万円	万円
---	--	---	--	----	----	----

事業収入の場合

金額は1万円未満を切り捨て

- 確定申告書を元に入力します。
- 収入に、給与・年金などの“給与収入”が含まれない場合はAを、含まれる場合はBを参照してください。

A 収入に、給与・年金などの“給与収入”が含まれない場合

Step1

- 申請書の「事業収入(税込)」欄に、確定申告書「収入金額等」欄の②営業等～⑤配当、⑥業務、⑦その他の合計金額を入力します。

Step2

- 申請書の「事業所得(税込)」欄に、確定申告書「所得金額等」欄の①営業等～⑤配当、⑥業務、⑦その他の合計金額を入力します。ただし、金額がマイナスの項目(△で表示)は0円として扱います。マイナス金額を他の項目の所得金額と相殺させることはできません。

(1) 同一生計の内(2)を除く家族について入力してください。子連れ生計はこの欄へ。
(金額が0円の場合は「0」を入力してください)

続柄	氏名	年齢	職業/就労状況	給与収入(税込)	事業収入(税込)	事業所得(税込)
父		歳	/西暦 年 月	万円	780 万円	150 万円
母		歳	/西暦 年 月	万円	万円	万円

B 収入に、給与・年金などの“給与収入”が含まれる場合

Step2

- 申請書の「事業収入(税込)」欄に、確定申告書「収入金額等」欄の②営業等～⑤配当、⑥業務、⑦その他の合計金額を入力します。

Step1

- 申請書の「給与収入(税込)」欄に、確定申告書「収入金額等」欄の⑧給与、⑨公的年金等の合計金額を入力します。

Step3

- 申請書の「事業所得(税込)」欄に、確定申告書「所得金額等」欄の①営業等～⑤配当、⑥業務、⑦その他の合計金額を入力します。ただし、金額がマイナスの項目(△で表示)は0円として扱います。マイナス金額を他の項目の所得金額と相殺させることはできません。また、⑧(⑨)のうち年金は金額にかかわらず0円として扱いますので、⑦(⑧)は⑥業務、⑦その他に対応する所得金額をみてください。確定申告書第二表の「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」欄の「収入金額」から「必要経費等」を引いた金額が該当します。

(1) 同一生計の内(2)を除く家族について入力してください。子連れ生計はこの欄へ。
(金額が0円の場合は「0」を入力してください)

続柄	氏名	年齢	職業/就労状況	給与収入(税込)	事業収入(税込)	事業所得(税込)
父		歳	/西暦 年 月	317 万円	790 万円	311 万円
母		歳	/西暦 年 月	万円	万円	万円